

議案第46号

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月27日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

平成 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例

第1条 ひたちなか市建築基準条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章第4節の節名中「，旅館，老人ホーム，児童福祉施設等」を「及び旅館」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第29条第1号中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第47条中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第48条第1項及び第49条中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第50条第1項第1号中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第53条の2中「第112条第15項」を「第112条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

第58条中「第85条第5項」の次に「及び第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「適用しない」を「，適用しない」に改める。

第2条 ひたちなか市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第19条第4項中「除く」を「除き，天井のない場合においては，屋根とする」に改める。

第50条第2項中「第86条の4第1項第1号イ」を「第86条の4第1号イ」に、「耐火建築物」を「，耐火建築物」に改める。

第53条の3中「，第13条（階段に係る部分を除く。）」を削る。

第58条の見出し中「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改め，同条中「仮設興行場等」の次に「，法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等」を加える。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

旧	新	備考
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 特殊建築物等</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>ホテル，旅館，老人ホーム，児童福祉施設等（第20条・第21条）</u></p> <p>第5節～第10節 略</p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>第3章 特殊建築物等</p> <p>第4節 <u>ホテル，旅館，老人ホーム，児童福祉施設等（木造建築物の外壁等）</u></p> <p>第20条 <u>法第22条第1項の市街地の区域内にある木造の建築物（耐火建築物，準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）のうち，ホテル，旅館，簡易宿所，下宿，老人ホーム，診療所（患者を入院させるための施設のあるものに限る。），児童福祉施設等の用途に供する建築物で，2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは，その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にしなければならない。</u></p> <p>（自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画）</p> <p>第29条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては，それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は，次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び壁は，準耐火構造とし，その開口部には，法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第14項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>（客席部と舞台部との区画）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 特殊建築物等</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>ホテル及び旅館（第20条・第21条）</u></p> <p>第5節～第10節 略</p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>第3章 特殊建築物等</p> <p>第4節 <u>ホテル及び旅館</u></p> <p>第20条 削除</p> <p>（自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画）</p> <p>第29条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては，それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は，次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び壁は，準耐火構造とし，その開口部には，法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第13項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>（客席部と舞台部との区画）</p>	

旧	新	備考
<p>第47条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で<u>令第112条第14項第2号</u>に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防火設備で<u>令第112条第14項第2号</u>に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。</p> <p>(舞台部の各室の区画避難)</p> <p>第48条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で<u>令第112条第14項第1号</u>若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(映写室)</p> <p>第49条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁）又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で<u>令第112条第14項第1号</u>若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第9項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。</p> <p>(主階が避難階以外にある興行場等)</p> <p>第50条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とし、か</p>	<p>第47条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で<u>令第112条第13項第2号</u>に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防火設備で<u>令第112条第13項第2号</u>に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。</p> <p>(舞台部の各室の区画避難)</p> <p>第48条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で<u>令第112条第13項第1号</u>若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(映写室)</p> <p>第49条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁）又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で<u>令第112条第13項第1号</u>若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第9項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。</p> <p>(主階が避難階以外にある興行場等)</p> <p>第50条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とし、か</p>	

旧	新	備考
<p>つ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第14項第2号に規定する構造であるもので区画すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)</p> <p>第53条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第16項の規定を適用する。</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 法第85条第5項に規定する仮設建築物について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合には、この条例の規定は適用しない。</p>	<p>つ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第13項第2号に規定する構造であるもので区画すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)</p> <p>第53条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第112条第14項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第15項の規定を適用する。</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 法第85条第5項及び第6項に規定する仮設興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合には、この条例の規定は、適用しない。</p>	

旧	新	備考
<p>(内装制限)</p> <p>第13条 特別支援学校、各種学校又は専修学校の用途に供する建築物においては、これらの用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条、第19条第3項及び第4項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。ただし、階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものについては、この限りでない。</p> <p>(共同住宅の構造)</p> <p>第19条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 天井（回り縁その他これに類するものを除く。）及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を準不燃材料で仕上げた場合にあつては、第1項中「8戸」とあるのは「12戸」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>(主階が避難階以外にある興行場等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項第1号の規定を適用する場合には、<u>法第86条の4第1項第1号イに該当する建築物は耐火建築物とみなす。</u></p> <p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物についての適用除外)</p> <p>第53条の3 令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第12条（非常用の照明装置に係る部分を除く。）、<u>第13条（階段に係る部分を除く。）、</u>第21条、第40条第1項第3号及び第4号（興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出入口に</p>	<p>第13条 削除</p> <p>(共同住宅の構造)</p> <p>第19条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 天井（回り縁その他これに類するものを除き、<u>天井のない場合においては、屋根とする。</u>）及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を準不燃材料で仕上げた場合にあつては、第1項中「8戸」とあるのは「12戸」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>(主階が避難階以外にある興行場等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項第1号の規定を適用する場合には、<u>法第86条の4第1号イに該当する建築物は、耐火建築物とみなす。</u></p> <p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物についての適用除外)</p> <p>第53条の3 令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第12条（非常用の照明装置に係る部分を除く。）、第21条、第40条第1項第3号及び第4号（興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出入口に係る部分を除く。）、第42条第1項及</p>	

旧	新	備考
<p>係る部分を除く。), 第42条第1項及び第2項第1号から第3号まで並びに第47条の規定は, 適用しない。</p> <p>2 令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については, 第12条(非常用の照明装置に係る部分を除く。), <u>第13条(階段に係る部分を除く。)</u>, 第21条, 第24条第3号, 第40条第1項第3号及び第4号並びに第2項, 第42条第1項及び第2項第1号から第3号まで, 第47条並びに第50条第1項第2号及び第3号の規定は, 適用しない。</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 法第85条第5項及び第6項に規定する仮設興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては, この条例の規定は, 適用しない。</p>	<p>び第2項第1号から第3号まで並びに第47条の規定は, 適用しない。</p> <p>2 令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については, 第12条(非常用の照明装置に係る部分を除く。), 第21条, 第24条第3号, 第40条第1項第3号及び第4号並びに第2項, 第42条第1項及び第2項第1号から第3号まで, 第47条並びに第50条第1項第2号及び第3号の規定は, 適用しない。</p> <p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 法第85条第5項及び第6項に規定する仮設興行場等, <u>法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等</u>について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては, この条例の規定は, 適用しない。</p>	